特例申告納期限延長に係る担保の取扱い緩和

令和5年11月30日 関税•外国為替等審議会 関 税 分 科 会 財 務 省 関 税 局

1. 現行制度の概要

(1) 認定事業者制度 (AEO制度) 及び特例申告制度

AEO (Authorized Economic Operator) 制度は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者を税関長が承認・認定し、税関手続の緩和・簡素化等のベネフィットを提供するものであり、国際物流におけるセキュリティの確保と貿易の円滑化の両立を実現することを目的としている。

AEOとして承認・認定を受けた事業者には様々なベネフィットが提供されており、その一つとして、特例輸入者(AEO輸入者)及び特例委託輸入者(貨物の輸入に係る通関手続を認定通関業者(AEO通関業者)に委託した者)は、輸入申告と分離した納税申告である特例申告を行うことができる。

具体的に述べると、申告納税方式が適用される貨物は、輸入申告に併せて納税申告を行わせ、関税並びに内国消費税及び地方消費税(以下「関税等」という。)が納付された後でなければ輸入を許可しないことを原則としているが、特例輸入者又は特例委託輸入者は、関税法第7条の2(申告の特例)において、輸入申告と分離した納税申告である特例申告を行うことにより、納税申告の前に貨物を引き取ることが認められており、輸入貨物の一層の迅速かつ円滑な引取りが可能となっている。

(2) 特例申告納期限延長制度

申告納税方式が適用される貨物については、その輸入する日又は特例申告書の提出期限等までに関税等を納付することとされているが、関税法第9条の2(納期限の延長)の規定に基づき、担保の提供を条件として、納期限を延長することが可能となっている。

特例輸入者又は特例委託輸入者が行う特例申告に係る貨物の納期限を延長する場合、特例申告書を期限内に提出の上(注1)、当該特例申告書の提出期限までに納期限の延長を申請し、併せて担保を提供することで、当該担保の額の範囲内で2か月以内に限り納期限を延長することができる(特例申告納期限延長)。

(注1)特例申告は、輸入の許可を受けた貨物について、当該許可の日の属する月の翌月末日までに、特例申告書を提出することによって行うこととされている。

現在、特例申告に係る担保は、関税法第7条の8(担保の提供)において、 輸入申告から特例申告書の提出期限(特例申告の期限)までの間、税関長が 保全のために必要があると認めるときは担保の提供を命ずることができる 旨が規定されている(保全担保)。

一方で、特例申告に後続する特例申告納期限延長は、本来の納期限到来後 に関税等を納付しようとするものであることから、特例輸入者が行う手続で あることを理由に担保を緩和することはせず、一般の輸入申告に後続する個別納期限延長及び包括納期限延長と同様に、担保を提供することを要件としてその納期限を延長することができるとされている(必要担保)。

2. 検討

特例輸入者が行う特例申告納期限延長に係る担保について、現行の必要担保から保全担保に緩和することにつき検討したところ、以下のとおり。

(1) 改正の必要性

国際物流を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中にあっては、AEO制度の利用拡大やAEO事業者とのパートナーシップ強化により、国際物流のセキュリティ確保と更なる貿易の円滑化を両立させることで、安全・安心な社会を実現するとともに、我が国の国際競争力を高めることがますます重要になっている。

こうした背景の中、近年の越境電子商取引の拡大に伴い、輸入貨物の申告件数が増加している状況にあることから、税関では、これまで以上にリスク管理を行った上でリスクに応じたメリハリのある審査・検査を実施する必要に迫られている。このため、サプライチェーンのセキュリティ確保に自ら取り組む特例輸入者の増加を通じて、税関は貨物の検査等に係る限られたリソースを相対的にリスクの高い資質が不明な輸入者の貨物に対して集中的に投入することを可能とする必要がある。

この点、特例申告納期限延長に係る担保の緩和については、担保金額の削減などこれまで複数回にわたり業界団体から要望を受けているところ、特例申告納期限延長に係る担保を必要担保から保全担保に緩和すれば、輸入手続に関するコストが低減される等のメリットが生まれることも踏まえると、本緩和措置に対する事業者のニーズは高いと考えられ、AEO制度の利用拡大の効果が見込まれる。

上記を踏まえると、本緩和措置の実施によりAEO制度の利用拡大が進むことで、AEO制度の目的である国際物流におけるセキュリティ確保と貿易の円滑化が一層図られるとともに、税関における限られたリソースをリスクの高い貨物に対してこれまで以上に集中的に投入することが可能になるものと考えられる。

(2) 考慮すべき事項

特例輸入者は、特例申告貨物の輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有し、当該業務について法令遵守規則を定めていること等をもって税関長からの承認を受けた者である。その承認にあたっては、関税法第7条の5(承認の要件)において、当該承認の申請の日前3年間に

おいて、関税等について重加算税を課されたことがないこと及び関税等を滞納したことがないこと等が要件として課されていることに加え、法令遵守規則に定める事項として、財務状況が健全であるかについても確認を行っている。

また、関税法第7条の12(承認の取消し)において、特例輸入者が関税等について重加算税を課されたとき又は関税等を滞納したときは、税関長はその承認を取り消すことができるとされている。これに加えて、特例申告書をその提出期限までに提出しなかったとき又は保全担保の提供命令に従わなかったとき等にも、その承認を取り消すことができるとされている。

更に、税関は、特例輸入者の承認後においても、事後監査等を通じて納税 手続の履行状況及び財務状況を確認しており、必要に応じて保全担保の提供 を求める(注2)こととしている。

(注2)「保全のために必要があると認めるとき」の具体的な内容は、関税法基本 通達708-1 (特例輸入者に対する担保提供命令)において、

イ 過去1年間において、過少申告加算税又は無申告加算税を課された場合

- ロ 過去1年間において、期限後特例申告を行った場合
- ハ 直近の決算(四半期決算を含む。)時における流動比率が100%を下回り、かつ、自己資本比率が30%を下回っている場合

とされており、いずれかに該当する場合には、徴収上支障がないと認められると き等を除き、特例輸入者は税関に対して一定の期間担保を提供することとなる。

これらを踏まえれば、特例輸入者については、特例申告に係る担保と同様に、特例申告納期限延長に係る担保を必要担保から保全担保に緩和したとしても、適正な納税は十分に確保されるものと考えられる(注3)。

(注3)特例委託輸入者は、通関手続を認定通関業者に委託しているとはいえ、特例輸入者とは異なり資質や財務状況に係る税関の確認等を経ていない者であることから、今回の緩和措置の対象から除外することが適当と考えられる。

3. 改正の方向性

特例輸入者が行う特例申告納期限延長に係る担保については、現行の必要担保から、特例申告に係る担保と同様に、保全担保に緩和することが適当ではないか。

また、特例申告納期限延長に係る担保については、内国消費税等においても必要担保とされているため、特例輸入者の利便性を考慮し、一の特例申告貨物に対し税目によって担保の扱いが異なることにならないよう、内国消費税等についても、関税と同様に保全担保に緩和することが適当ではないか。